様　式　C－１９、F－１９－１、Z－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ３０ 年　 ５ 月　 ６ 日現在

機関番号：１２５０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2014～2017
課題番号：２６３８０８７０

研究課題名（和文）子どもの「環境と折り合う力」を育む支援のあり方について

研究課題名（英文）"Optimum support" that enhance the ability of the children to cooperate with the environment

研究代表者
磯邉　聡（ISOBE, Satoshi）

千葉大学・教育学部・准教授

研究者番号：９０３０５１０２

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,600,000円

研究成果の概要（和文）：教育現場において、不登校や発達障がいなどの児童生徒に対して提供される「個に寄り添う支援」は、不足しても過多であっても発達を阻害するおそれがあり、適切な支援こそが強く求められる。本研究では『適正支援 optimum support』という概念の導入を提唱し、将来の社会参加を目指し、支援の副作用を最小限にしつつ、子どもの「環境と折り合う力」を伸長させるための発達促進的なかかわりについて検討を加え、「手引き（ガイドライン）」の作成を行った。

研究成果の概要（英文）：If the support for the children who have educational difficulties such as no-school attendance or developmental disabilities was too little or too much, there would be a possibility that serious problems which arrest their growth occurs. Therefore appropriate support is strongly needed.
In this study,a new concept as "optimum support" was introduced,and developmental promoting support that enhance the ability of the children to cooperate with the environment,and that made the side effect of support minimal,and that aiming at a future social involvement was considered.Finally the guidelines for the supporters were provided.

研究分野：臨床心理学

キーワード：適正支援　環境と折り合う力　適応　教育相談　特別支援教育　特別支援の副作用　スクールカウンセリング　臨床心理学

１．研究開始当初の背景
教育現場において、不登校や発達障がいなど何らかの不適応を示したり個別の教育的ニーズを持つ児童生徒に対し、環境からの寄り添いや配慮を行うことで生きづらさを軽減し、適応性を向上させようとする取り組みは、特別支援教育の理念の浸透とともに急速に広まりを見せ、その効果も上がっている。
しかしその一方で、子どもや保護者がその配慮の存在を永続的で当然のもののように捉え、自ら環境に合わせ適応しようとする努力や工夫をやめてしまい、支援によりかかってしまうという「悪性の退行」を起こしてしまった結果、のちのち不適応に陥ってしまうケースも生じている。
本研究ではこれらの問題を、「個に寄り添う支援や特別支援教育の『副作用』」と捉え、子どもの「環境と折り合う力」を育むことを指向した、より副作用の少ない支援のあり方を検討した。

２．研究の目的
本研究では、「子どもの「環境と折り合う力」を育む支援のありかた」を明らかにすることを目指した。具体的には以下の３点を検討した。
①個に寄り添う支援や特別支援教育の副作用（問題点）の実態を詳細に検討する
②子どもの「環境と折り合う力」がどのように構成され、発達するのかを描き出す
③子どもを支援する際、どのようなかかわりが「環境と折り合う力」の発達を促進するのか、あるいは阻害するのかを明らかにする
そして最終的なプロダクトとして「子どもの「環境と折り合う力」を育むためのかかわりについての手引き（ガイドライン）」の作成を行った。

３．研究の方法
本研究では上記の目的を達成するため、事例研究や半構造化面接を主たる手法として用い、発達段階に沿ってさまざまな事例を収集し、質的な分析を施した。
具体的な調査対象機関は、乳児院、インクルーシブ教育を展開している公立小学校（２箇所）、不登校生徒を積極的に受け入れている私立中学校、特別支援学校（２箇所）、児童養護施設（２箇所）、発達・教育支援センター、就労支援施設、子ども若者総合相談センター、障害者サポートステーション、高等教育機関の特別修学支援室、学生相談室、キャリアセンター、被災（害）者支援団体、海外の小中一貫校、である。

４．研究成果
本研究の最終的なプロダクトを「手引き（ガイドライン）」として以下に示す。今後は本研究で得られた『適正支援』概念のさらなる精緻化と、具体的な支援の在り方の検討が求められる。

『適正支援』という視点に基づいた
子どもの「環境と折り合う力」を育むための
かかわりの手引き（ガイドライン）

Ⅰ．はじめに

①「個に寄り添う支援」の重要性と「副作用」の存在

現在、教育現場には不登校や発達障がいなど、「個に寄り添う支援」を必要としている児童生徒が数多く存在しています。これらの子どもたちに対しては、一方的に環境、すなわち学校のありかたに合わせるよう求めるのではなく、環境（学校）が子どもたちに寄り添う形でさまざまな働きかけを行うことが大切です。たとえば、不登校の子どもに対して『登校』のみを目指すのではなく、家庭訪問や学校外の適応指導教室等への通所などを勧めたり、発達障がいの子どもに対して合理的配慮を行うなどといった対応がこれらに該当します。

このように、「個に寄り添う支援」は児童生徒の成長を図る上で非常に有効なかかわりの一つですが、一方でこれらの支援の「副作用」とも呼べるような現象が生じているのもまた見逃すことはできません。たとえば、不登校傾向の子どもが発達促進的なかかわりが乏しい環境のもとで別室登校を続けた結果、悪性の退行を引き起こし、それまでできていたはずのことからも回避しようとするようになってしまったり、発達障がいの子どもや保護者がいつまでも同じ配慮があることを期待してしまった結果、環境と折り合う力を十分につけることができず、社会に出たときに不適応になってしまうケースがあることもまた、残念ながら事実です。薬に作用と副作用が表裏一体のものとして存在するように、「個に寄り添う支援」にも作用（効果）と副作用があることは知っておく必要があるでしょう。

②支援において何を目指すか

ところで、教育現場において「個に寄り添う支援」は何を目指して行われるのでしょうか？　実はここが最も大切なポイントといってよいでしょう。学校は教育機関の一つです。つまり、教育の目標を達成させるための一つの機関が学校にほかなりません。ということは、「個に寄り添う支援」は教育的な目標を実現させるために行われるということです。では、「教育」の目標とは何でしょうか？　それは「教育基本法」の第１条に明確に記されています。

『教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない（教育基本法第１条）』

ここには、学校に登校すること、問題行動が減ること、などといったことは記されていません。ここで謳われていることを平易に表現すると「目の前の子どもが将来その人らしい姿で社会参加できるようになること」が教育の目的であるといっているのです。

言い換えると、「今」の適応や姿にのみ拘泥するのではなく、その子どもの「将来」の姿を志向し、その姿から逆算した漸進的な支援がなされなくてはなりません。

③「折り合う力」を育てることの大切さ

では、「その人らしい姿」で社会参加できるようになるためにはどんな力を身につける必要があるでしょうか。少し言い方を変えると私たちが「社会で生きてゆく」ためには何が必要でしょうか？　もちろん唯一の正答があるわけではありませんがいくつか例をあげると、コミュニケーション力、約束を守ること、責任をもつこと、自律できる力、生活スキル、葛藤を抱える力、感情をコントロールする力、言語化する力、一定の学力や判断力、現実検討力、困ったときに適切に助けを求める力、自分を好きでいられること、自分の長所や短所を知ること、他者への信頼感‥など数多くの力が必要とされるでしょう。そしてこれらの一つひとつを伸長させていくことこそが「教育」に他なりません。

これらの力の中で、社会を意識したとき特に大切になるのは「折り合いを付ける力」です。この力には大きく分けて二つの側面があります。ひとつは、個人内の環境や事象と「折り合う力」です。たとえば、衝動や感情などの内的な高まりに対して、これらを状況に合わせて表出したり発露を遅延させたり、受け入れられる形で適切な対象にぶつけるなどの折り合いを付けられるようになることが大切です。もし、これが上手くいかない（つまり折り合いを付けられない）と、衝動や感情に翻弄され、激しい行動化やパニックに巻き込まれてしまい、安定した適応は困難になってしまいます。そして二つ目は外的な環境と「折り合う力」です。たとえば対人関係やルールや決まりといった自分の外側の事象に対して、自分の気持ちとは多少異なっていたとしても相手やルールに合わせられるようになることでより安定した適応が図られます。

④『適正支援』という概念の導入

このように、その人らしい社会参加を目指すためには「折り合いを付ける力」を伸ばすことが大切ですが、そのためにはどんな支援を展開することが望ましいでしょうか？　さきに、「個に寄り添う支援」には効果と副作用があることを述べました。子どもが「折り合いを付ける力」を伸ばすためには、一定の適応状態を保ちながらも悪性の退行を防ぎ、発達を促進させるというかかわりが求められます。そこでこの「手引き」では『適正支援 optimum support』という概念の導入を提唱したいと思います。一律の、そして型にはまった支援ではなく、一人ひとりの状況を見立て、効果を最大限に引き出し、そして副作用はできるだけ減らそうとする柔軟な『適正支援』こそが児童生徒の「環境と折り合いを付ける力」を効果的に伸ばしてゆくと考えられます。

Ⅱ.『適正支援 optimum support』とは何か

前節では、「環境と折り合いを付ける力」を付けるためには『適正支援』が有効であることを述べました。この「手引き」では『適正支援』を次のように定義したいと思います。

『適正支援 optimum support とは、将来のその人らしい社会参加を目指して、支援の副作用を最小限にしつつ、「折り合う力」を伸長させるための発達促進的なさまざまな働きかけのことをいう』

この定義にはいくつかの要素が含まれています。まず、『適正支援』によって伸ばしたい力が個人内外の「環境と折り合いを付ける力」であることが示されています。そして、いま現在ではなく、将来のその人らしい社会参加こそが最終的なゴールであることが明示されています。「その人らしい」というのは、社会参加の姿は人それぞれであり一義的に決められるものではないことを意味しています。さらに、支援のありようがエコロジカルアプローチに基づいた発達促進的なものであると同時に、支援の副作用を最小限にとどめ悪性の退行を引き起こさないような工夫が必要であることが示されています。

「個に寄り添う支援」を必要とする児童生徒に対し、提供される支援が質・量ともに不適切・過少であるとき、その子どもは不適応に陥る危険性が高くなるばかりか、自尊心の低下や心理的な傷付きなどさまざまな二次障がいのリスクも高まり、発達が阻害されるおそれがあります。学校がその子どもに求められる適切な支援を提供しないことは重大な不作為であり、「教育によるネグレクト」といってもよいでしょう。

しかし逆に支援が過剰になると、一見環境に適応しているように見えても、その陰で支援によりかかってしまうという悪性の退行が生じ、その子の環境と折り合う力が弱まってしまうという「支援の副作用」が生じるリスクが高まり、こちらもまた発達が阻害されるおそれがあります。つまり「個に寄り添う支援」は、過少であっても過多であっても、問題性を含んでいるのです。

『適正支援』は支援不足と支援過剰の間に位置するものであり、質・量ともに適切・適正で、児童生徒の将来の適応を志向した柔軟で個別的なものです。それは子どもの「環境と折り合う力」の伸長を目指した発達促進的

なかかわりであり、一人ひとりの子どもに応じてそのありようが異なるだけでなく、環境の状態や支援の段階によってもダイナミックに変化するものです。
「個に寄り添う支援」は、ただおこなっていさえすればよいというものではありません。支援の結果、悪性の退行が生じたり、その支援自体が自己満足や現状維持にとどまり、発達促進的な意味合いを欠いている場合は、『適正支援』とは呼べません。そういう意味では、『適正支援』は、いまの支援の在り方に対して常に自己点検が求められる緊張感のある概念といえるでしょう。一方、『適正支援』が効果的になされるならば、それは子どもの「環境と折り合う力」をしなやかに育み、将来のその人らしい社会参加へと導いてくれるものになるでしょう。

Ⅲ.『適正支援』のヒント

『適正支援』が効果的に行われるための８つのポイントを以下に示します。

①本人、家族、援助者等とのよい連携が基本

『適正支援』は、適応上の問題を抱える子どもに対して環境からの寄り添いを行うことだけでなく、将来のその人らしい社会参加を目指して「環境と折り合う力」を育むことを目指すものです。つまり、単に心地よい環境を提供するだけではなく、子どもにもまた環境に折り合う努力や工夫を、その子にできる範囲内で求めるものです。そのとき子どもやその保護者は不自由さや困難、そして不満などを感じることがあるかもしれません。場合によっては怒りや批判を向けられることもあるでしょう。しかし、「環境と折り合う力」を育むためには、これらの不均衡状態をその子らしいやりかたで乗り越えてゆくという成長が不可欠です。そしてそのためにも、本人、家族、そして援助者がよい連携を結び、必要に応じてインフォームドコンセントを行うことが大切です。

②『適正支援』は力動的（ダイナミック）な概念

支援不足でも、支援過剰でもない『適正支援』は固定的で一律のものではありません。ましてやマニュアル化できるものでは到底ありません。一人ひとりの子どもの特性、その時々の環境のありようや関係性によって、何が『適正支援』であるかは常に変化します。ひとりの子どもに対する同じ支援であっても、ある場面では「適正」であり、別の場面では「支援過剰」となることもあります。また、子どもによって『適正支援』の幅はまちまちで、その幅が広い子どももいれば、狭い子どももいます。さらに、支援の段階や発達状況によっても『適正支援』は異なります。このように、『適正支援』は力動的（ダイナミック）な概念として捉えることが大切で、常に支援のありようについての自己点検が求められます。

③エコロジカルアプローチによる包括的な見立て

支援にあたっては「見立て」が必要なのはいうまでもありませんが、「環境と折り合う力」を育むためには、個人の特性や課題だけでなく、環境の特性や課題、そして個人と環境との関係性などをエコロジカル（生態学的）アプローチの視点に基づいて包括的に見立てることが特に重要になります。援助者は「見立ての画角」を広く取り、俯瞰した立場からケースを眺めることが求められます。学校という臨床フィールドはこの視点にもとづく見立てが行いやすいという特徴を持っており、『適正支援』を行う場として大きなアドバンテージを有しているといえます。

④ベースとなるのは、「物理的・心理的な護り」の存在

環境からの寄り添いを必要とする子どもは、不適応に陥ったり傷付きを抱えたりするリスクが高い子どもです。そのような子どもが「環境と折り合う力」を伸ばすためには、「物理的・心理的な護り」の存在が不可欠であり、前提条件となります。まずは、物理的そして心理的な安心・安全が確保されており、「自分はここに存在してよいのだ、ここは安心できる場だ」と子どもが心から実感できることがベースとなります。しかし一方でその「護り」は悪性の退行を引き起こさないような工夫が施されていることも必要です。その「護り」によって生まれた場は、臨床的で発達促進的なそれとして機能することが重要です。

⑤支援の初期段階

支援の初期あるいは発達早期は、不適応などの問題が生じやすいか、すでに生じ始めている時期であると同時に、その子どもだけでなく保護者がはじめて「支援の輪に入る」経験をする時期です。まずは、「個への寄り添い」を十分に行い、支援を受けることが悪い体験にならないように心がけ、「よい被援助体験の内在化」を図るとともに、子どもの基本的信頼感や自己肯定感を育むことを目指します。また、すでに傷付きや二次障がいを負っている場合は、その回復や低減に努めます。この段階はどちらかというと環境からの寄り添いがより積極的になされる時期といえます。

⑥支援の中期段階

支援の中期、あるいは児童期は、初期に行われていた環境からの寄り添いに加えて、少しずつ個人内外との「折り合いを付ける力」を育てることを目指します。すなわち適切な支援は引き続き継続しつつも、その子どもの「環境と折り合いを付ける力」を伸ばすための発達促進的なかかわりも増やしてゆきま

す。子どもが何一つ困らないようにすることが大事なのではなく、その子なりに妥当な困り感を持ち、それを解決するための「適切な援助希求行動」やスキルを獲得してゆくことが大事になっていきます。このとき、果たして何が『適正支援』なのかについて、判断に迷うことも少なくありません。支援のバランスやさじ加減が難しいのもこの時期の特徴です。試行錯誤や見立て直しを迫られることもあります。また必要に応じて、なぜこのようなかかわりを行っているのか、そしてどんな見通しものとで支援を行うのかなどについて、保護者や本人にインフォームドコンセントを行うことも大切です。

⑦支援の後期段階

支援の後期、あるいは思春期・青年期は、これまで行われてきた『適正支援』のもとで育まれてきた自己肯定感やさまざまな能力やコーピングスキルなどを基礎に、その子らしい姿でたくましく社会参加できるために、必要な支援はこれまでどおり実施しつつ、今まで以上に子どもの「環境と折り合いを付ける力」の伸長を意識したかかわりを行います。支援を「添え木」に準えるなら、役目を終えた「添え木」をひとつずつ外し、必要最小限の「添え木」で子どもを支えながら、その子どもの持つ成長力を引き出し「環境と折り合う力」を伸ばすことに努めます。その際に「自己理解を深める（『身の丈』を知る）」ことや「自分で決定できるようになること（自己決定や効力感）」なども重要なポイントになります。そして、今後も継続して必要となる支援が何であるかを見極め、関係機関等との連携を図るなどして子どもがこれからも支援の輪から外れることのないように必要な体制を整え、社会への橋渡しを行います。

⑧ＰＤＣＡサイクルに基づいた見立て直し

『適正支援』は一律で定型なものではなく常に変化しうるダイナミックな概念です。目の前の子どもに対する日々のかかわりが、支援不足にも支援過剰にもならないように留意し、発達促進的なものであり続けるためには、ＰＤＣＡサイクルに基づいた随時の見立て直しが不可欠です。見立てには、社会参加をひとつのゴールとした「長期的な見立て」、おおよそ１～３年後の姿をイメージした「中期的な見立て」、おおよそ３ヶ月～１年後の姿をイメージした「短期的な見立て」がありますが、今のかかわりの作用と副作用を勘案し、それぞれを「見立て直す」作業が大切です。そのためにも、子どもをひとりで抱えるのではなくチームではたらきかける体制や、教職員同士が支え合える組織作りが不可欠です。

Ⅳ．おわりに

『適正支援』という概念は、今日の教育現場において非常に有効で実用的な考え方です。支援不足にも支援過剰にもならず、子どもの「環境と折り合う力」を育むことを目指した『適正支援』は、さまざまな教育臨床上の問題を抱える児童生徒に必要なかかわりであり、支援者がこれらの概念に基づいた支援を展開することで、将来のその人らしい社会参加に少しでも寄与することができればそれ以上の喜びはありません。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計７件）

①磯邉　聡．教育臨床における事例検討会をめぐって．千葉大学教育学部研究紀要．査読なし．66 巻 2 号．2018．1-7.

②磯邉　聡．教育臨床における事例検討会をめぐって（２）ー校内事例検討会企画経験者へのアンケート結果からー．千葉大学教育実践研究. 査読なし. 21 号. 2018. 13-25.

③磯邉　聡．学校臨床における「みたて」．千葉大学教育学部研究紀要．査読なし．65 巻．2017．21-30.
DOI：10.20776/S13482084-65-P21

④磯邉　聡．教育臨床の対象となる児童生徒に対する進路指導をめぐってー援助的視点にもとづいた『教育臨床的進路指導』ー．千葉大学教育実践研究．査読なし．20 号．2017．11-20.

⑤磯邉　聡．教育臨床の現場で科学の知をどう駆動するか　ーエビデンスとナラティブをめぐる一考察ー．千葉大学教育学部研究紀要．査読なし．64 巻．2016．35-41.

⑥磯邉　聡．学校臨床の視角　ー私家版・学校臨床心理学入門ー．千葉大学教育学部研究紀要．査読なし．63 巻．2015．77-84.

⑦磯邉　聡．心身に問題を抱える子どもへの寄り添い・支援. 子どもと健康. 査読なし. 100 号．2014．28-56.

〔学会発表〕（計１件）

①磯邉 聡、笠井孝久、砂上史子、宮寺千恵、入澤里子、半田 康、坂本紹一、松田 厚、中嶋真紀．附属学校園のスクールカウンセリングにおける学部の支援体制. 平成 27 年度日本教育大学協会研究集会．2015．大宮ソニックシティ

〔図書〕（計１件）

①磯邉　聡 他．新・教育の最新事情ー教員免許状更新講習テキスト第２版（分担標題：第８章「こころに傷を負った子どもたちの理解と関わりー学校における被害（災）支援）．2017．福村出版.

６．研究組織

(1)研究代表者

磯邉　聡（ISOBE, Satoshi）
千葉大学・教育学部・准教授
研究者番号：９０３０５１０２